

JAだより



—自然のめぐもりと暮らしたくて—



第62回 しずない農業協同組合通常総会開催

第62回しすない農業協同組合通常総会開催

定款の一部変更等全6議案原案通り可決

4月10日、新ひだか町公民館において「第62回しすない農業協同組合通常総会」が開催されました。



冒頭挨拶において、片岡禹雄代表理事組合長は「国内農業においては、農業者の高齢化・担い手不足など構造的な問題を抱えるなか「食料・農業・農村基本計画」が見直され、2020年には食料自給率50%が目標とされ、農地制度改革、戸別所得補償制度の導入に加え、農業者自らの販売・加工を後押しする「農業・農村の第6次産業化」の推進など農業

政策は大きな転換期を迎えております。

さらに、WTO農業交渉やEPA・FTA交渉の決着如何によつては、食料基地である北海道農業にとつて壊滅的な影響が予想されることから、JAGグループ北海道の一員として対応を図つて参ります。

当JAにおける昨年度の農畜産物の取り扱いについては、15億2900万円の計画に対し、15億1800万円に止まりました。

特に主力作物のミニトマトについては、日照不足と価格低迷の影響から、数量・価格とも計画を達成することが出来ませんでした。

一方、複合作目として奨励してきた黒毛和牛については、景気低迷の影響から販売価格は低調ではありましたが、販売頭数の増加により、前年比6900万円増の2億6600万円となりました。

市場での高い評価は、生産者の積極的な取り組みと関係機関のご協力の賜物と深く敬意を表するとともに今後複合作目として黒毛和牛の推進を図つて参ります。

ホッカイドウ競馬につきましては、昨年度より「北海道軽種馬振興公社」によつて、門別競馬場をメインに開催しております。



応援バスツアーの運行やAiba祭の開催など関係機関・団体等の特段のご協力・ご支援により、前年比四億円増の115億円の発売実績をあげることが出来ました。

本年度はホッカイドウ競馬改革ビジョンの最終年度であり、本年度の結果を踏まえて、存廃議論がなされることから、昨年以上の支援・応援が求められるところであります。馬産地競馬の灯を消さないためにも、一人でも多くの方が、門別競馬場へ足を運び、ホッカイドウ競馬へのご

支援を賜りますようお願い申し上げます。

JA事業については、経済不況による消費低迷などの影響を大きく受け、各事業とも取扱量が伸び悩み、部門収益の確保に苦戦しましたが、事業管理費をはじめとした経費抑制・節減により、当期剰余金は計画対比2280万円増の3432万円を計上することが出来ました。組合員各位には厳しい農業経営の中、JA事業をご利用・ご協力頂いた結果であり、感謝とお礼を申し上げます。



また、健全性を示す自己資本比率は、前年対比0.83%増加し、10.06%となりました。北海道J

理事会報告

Aの定める10%を達成することが出来ましたが、JAの体力を高めるためには、さらなる財務の健全化に取り組んで参らなければなりません。今後とも内部留保を優先し、自己資本造成に取り組んで参ります。

昨年開催された「第26回JA北海道大会」では、「北海道農業の潜在能力のフル発揮への挑戦」と「協同と信頼の絆で築く新時代のJA」の決議がなされました。この決議事項は、向こう3カ年における北海道農業及びJAが取り組むべき指針であり、今後、実践に向けた取り組みを進めて参ります。

また、当地域農業の活性化と経営の安定化を図るため「改革と豊かな農業をめざして」をスローガンに新たな「JAしずない農業振興5カ年計画」を策定致しました。特に農業の担い手対策では、農業者の高齢化・後継者不足により、農業者人口は大幅に減っており、農業者の確保は喫緊の課題であります。このことから町・地域の指導農業者と連携し、農業者の確保に向けた取り組みを進めて参ります。」と述べました。

議長には、有田英二氏、見上久義氏が選任され、定款の一部変更等上程された全6議案が原案通りに可決されました。

12月理事会 (25日)

- 1、対策農家等の長期資金(借換資金)の貸付について
- 2、長期資金の貸付について
- 3、理事者に対する短期資金の貸付および平成22年クミカン取引について
- 4、共済規程の一部変更について
- 5、固定資産の取得について
- 6、農業振興5カ年計画書(案)について

1月理事会 (15日)

- 1、「金融円滑化にかかる基本方針」の制定について
- 2、規程の変更について
- 3、資産査定基準の見直しについて
- 4、平成22年度基本方針と重点実施事項について
- 5、平成22年度借入金金の最高限度額について
- 6、平成22年度貸付金利率の最高限度について
- 7、平成22年度信用供与等の最高限度額について

- 8、平成22年度理事者に対する貯金担保貸付及び共済担保貸付の具体的包括承認について

1月理事会 (28日)

- 1、規程の変更について
- 2、JASTEM次期システムにかかる危機管理計画書等の制定について
- 3、平成21年度決算見込みについて
- 4、固定資産減損会計について

2月理事会 (24日)

- 1、長期資金の貸付について
- 2、平成21年度事業報告及び未処分利益剰余金の処分(案)
- 3、繰延税金資産の回収可能性について
- 4、税効果積立金の取崩しについて
- 5、平成21年度の自己査定結果について
- 6、販売手数料の改定について
- 7、平成22年度事業計画(案)の設定について
- 8、平成22年度固定資産の取得(案)について
- 9、平成22年度役員報酬について
- 10、平成22年度職員の定員及び職員給与の改正(案)について

3月理事会 (24日)

- 11、平成22年度余裕金の預入先について
- 12、債務保証委託申込に伴う出資増口(外部出資)について
- 13、平成21年度内部監査結果報告および平成22年度内部監査計画について
- 14、平成22年度コンプライアンスプログラム計画について
- 15、平成21年度馬産地再活性化緊急対策事業リースについて
- 1、平成21年度決算監査の実施結果について
- 2、定款等の変更について
- 3、平成22年度における株式会社株式取得又は法人もしくは団体に対する出資・出えんについて
- 4、第62回通常総会議案(決算関係書類及び部門別損益計算書)について
- 5、第62回通常総会招集通知について

戸別所得補償制度がスタートします

転作実施者及び水稲作付者の皆様へ

この制度の交付金を受けるには年2回の手続きが必要となります。

- 手続き1回目（加入申請書提出） 5月18日～20日
- 手続き2回目（交付申請書提出） 10月～11月頃

※加入申請及び交付申請の受付については、例年同様に各地区の生活館・会館・担い手センターにおいて会場を設置する予定です。

米戸別所得補償モデル事業

○交付対象者及び交付要件

- ① 生産数量目標に即した生産を行った販売農家または集落営農
- ② 水稲共済加入者（未加入の場合は、21年産米の出荷・販売先との契約状況等が確認出来る書類が必要）
- ③ 米の作付面積が10a以上
- ④ 調整水田を有している方は、場合により改善計画が必要

○交付対象面積及び交付単価

- ① 水稲作付面積から一律10aを差し引いた面積
- ② 定額部分の交付単価は、①の面積×15,000円/10a（12月に支払）
- ③ 変動部分の交付単価は、平成22年度の販売価格が過去3年の販売価格を下回った場合にその差額をもとに算定（3月に支払）

※交付金については、国から直接支払われます。

水田利活用自給力向上事業

○交付要件

- ① 「麦、大豆、新規需要米、加工用米」は、播種前契約、販売契約等、実需者との出荷契約等が必要
・ 新規需要米の米粉用米、飼料用米は、新規需要米取組計画書または生産製造連携計画を作成し、国の認可が必要
・ 加工用米は、加工用米取組計画を作成し、国の認可が必要
 - ② 「飼料作物」は、利用供給協定及び計画書、自家利用計画書、作業報告書、販売契約書が必要
 - ③ 「その他作物」は、作付及び収穫を行うこと
- ※交付金は、国から直接支払われます。

○激変緩和措置の交付要件

- ① 平成21年度において産地確立交付金等による支援を受けている方
- ※北海道では、技術導入等の要件を設定される可能性があります、現時点では未定となっております。
※交付金は、国から直接支払われます。

○交付対象面積及び交付単価

(10a当たり)

	作物等	道調整単価	激変緩和単価	交付単価	旧単価	備考	
戦略作物	麦	38,000	次ページ参照				
	大豆	38,000					
	飼料作物	30,000					
	新規需要米	80,000					
	そば・なたね・加工用米	20,000					
その他作物	野菜	10,000					
	花き	10,000					
	てん菜・大豆以外の豆	15,000					激変緩和⇒てん菜・小豆を除く
	地力増進作物	4,000					
	景観形成作物	4,000					
	野菜以外の作物	4,000				花木等	

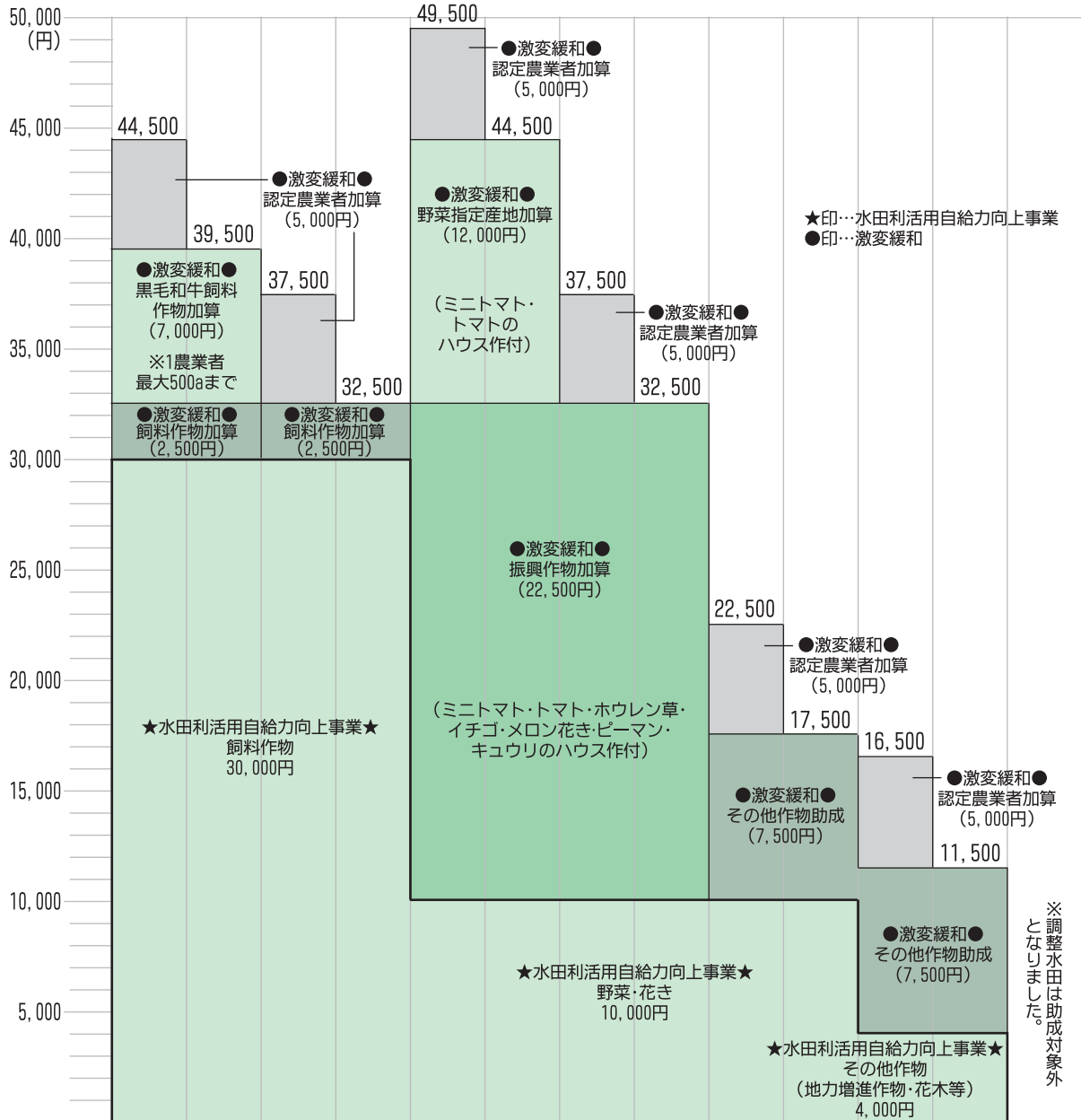
※調整水田は、助成対象外

※戦略作物の道調整単価以外の交付単価については、単価調整する場合があるので、記載されている金額以内となります。

平成22年度の交付単価

静内水田農業推進協議会

平成22年度 水田利活用自給率向上事業(激変緩和含む)交付予定額 ※10a当たりの単価



H22年度の単価(円)	44,500	39,500	37,500	32,500	49,500	44,500	37,500	32,500	22,500	17,500	16,500	11,500	0
H21年度の単価(円)	44,500	39,500	37,500	32,500	49,500	44,500	37,500	32,500	22,500	17,500	22,500	17,500	10,000
営農形態	肉用牛飼養者	乳牛への供給	ミニトマト・トマトの作付け	振興作物の作付	その他野菜	その他作物	調整水田	認定農業者					
飼料作物(肉牛)	○	○											
飼料作物(馬・乳牛)			○	○									
トマト・ミニトマト			○	○									
振興作物				○	○								
その他野菜					○	○							
その他作物						○	○						
調整水田													○
認定農業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※各用途の助成金単価については、上限額となっていますので、各用途の予定面積を超過した場合は、単価調整(下落)することがありますので、あらかじめご了承願います。

●お問い合わせ先 静内水田農業推進協議会事務局
新ひだか町役場静内庁舎 農政課支所グループ 酒井 TEL 0146-43-2111(内線255)

馬産地再活性化緊急対策事業 馬産地高度化リース事業及び馬経営複合リース事業について

標記事業について、第2回目の取りまとめを6月頃に予定しておりますので、事業のご利用をお考えの方につきましては、下記項目及び内容等を再度ご確認の程宜しくお願い致します。

申請時には、見積書及び設計図面等の書類が必要となりますので、ご対応の程、宜しくお願い致します。

1. **事業実施期間**：平成23年度まで
2. **事業対象者**：①競走用馬生産を行う農業者、農事組合法人、農業生産法人
②新たに競走用馬を生産しようとする青年
③過去3年以内に競走用馬生産を行っていた者
3. **助成額**：物件購入価格の1/3
※牧柵等その設置及び建設に際し、資材費よりも人件費が上回る物件については、資材費のみが助成対象となりますので、ご留意下さい。
4. **リース期間**：指定なし（リースとして認められる範囲）
※当JAについては、(株)ホクレン商事とのリース契約を想定しているため、リース期間については、機械は4年から7年、施設は4年から10年となります。
5. **対象物件**：下記に記載のあるもの
市販されているものであり、試験研究的なものではないこと
新品であること

●馬生産高度化のための機械

- ①**馬の生産に必要な機械等**…送風機、換気扇、簡易分娩馬房、簡易馬繫留施設、プレハブ看視舎、馬洗場、簡易放牧柵、子馬用簡易パドック
- ②**馬の育成に必要な機械等**…ウォーキングマシン、馬体重計、調教タイム自動計測装置、除雪機、練習用自動発馬機、放牧地管理機、パドッククリーナー、円形仮設調教場（ロングレーン）、簡易馬繫留施設、プレハブ看視舎
- ③**飼料生産に必要な機械**…簡易草地更新機、エアレーター、マニュアルプレッダ、ブロードキャスト、モアコンディショナ、モア、テッダ、レーキ、ヘイバーラ、ホイルローダ、草地管理機

●馬経営複合化のための機械

- ①**家畜の飼養管理に必要な機械等**…換気扇、送風機、飼料拌機（ミキサー）、動力噴霧器、簡易畜舎消毒設備、ウォーターカップ、簡易草地更新機、エアレーター、マニュアルプレッダ、ブロードキャスト、プランター、モアコンディショナ、モア、テッダ、レーキ、ヘイバーラ、ホイルローダ、牧草運搬車、草地管理機、バキュームカー（散布可能なもの）、簡易畜舎、パドック、簡易堆肥舎、簡易乾草舎、簡易尿溜め等浄化設備
- ②**農産物の生産に必要な機械**…散水装置、防除機、野菜自動植付機、野菜自動移植機、野菜収穫機、野菜運搬作業車、野菜洗浄機、ロータリ、マニュアルプレッダ、ブロードキャスト、プランター、ブームスプレーヤー

※上記一覧に記載のない機械等については、個別の対応となるため、そのような機械等の導入を検討されている場合には、JAしずない営農部営農課（TEL 0146-42-1051 FAX 0146-42-7034）までお問い合わせ下さい。

平成22年度 産業振興奨励事業について

1. 良食味米生産推進対策事業（事業年度：平成23年度終了）

対象作物…水稲

事業内容…有機肥料・土壌改良材等の投入に加え、軽種馬等の副産物である堆肥を併用した土づくりを基本とし、化学肥料及び化学合成農薬の使用を抑制し、環境への負担を軽減する農業を推進する。加えて、消費者に対して「安全・安心」、更には良質で高品質な農産物の提供を図り、農業収入の確保及び安定を図る。

対象資材…有機肥料（有機885・有機150・有機260）及び土壌改良材（ケイカル・ケイカリン）

事業費…7,707,000円

補助額…2,312,100円（JA助成30%）

2. 草地基盤強化対策事業（事業年度：平成23年度終了）

対象作物…牧草

事業内容…土壌診断に基づいた土壌改良材の投入と草地の更新を推進するとともに適正な除草剤散布による雑草処理を推進し、より一層の地力増進、良質な粗飼料の確保と農業収入の安定を図る。

対象資材…土壌改良材（炭カル・ヨーリン）、除草剤（ラウンドアップ乳剤・アージラン乳剤・ハーモニー水和剤）

事業費…5,832,000円

補助額…2,333,000円（JA助成40%）

3. 施設野菜等長期生産体制整備事業（事業年度：平成23年度終了）

対象作物…ミニトマト、トマト、きゅうり、ピーマン、ホウレン草、イチゴ、メロン、花卉

事業内容…静内地区においては、軽種馬経営等からの施設園芸への経営転換を推進しているが、ハウス設備及び加温ボイラー等への初期投資額が大きな障壁となっている。このことから、当事業を行い、経営転換の円滑化、更には農業経営及び農業収入の安定化を図る。

対象資材…ハウス設備及び付帯設備

事業費…7,231,000円

補助額…1,205,000円（JA助成16.7%）

4. 黒毛和牛生産基盤安定化支援対策事業（事業年度：平成22年度終了）

対象作目…①繁殖素牛（黒毛和牛素牛生産に係る繁殖素牛導入）

②自家保留牛（本事業の導入牛の産子で、別に定める審査会で承認を受けた雌牛）

③指導者の招聘（先進地等から指導者を招聘し、研究会及び技術講習等により飼養管理技術等の習得及び向上を図る）

事業内容…複合経営への転換、新規参入者にとっては、繁殖素牛の導入及び施設等への初期投資額が大きな負担となることから、現有施設の有効活用を図り、生産基盤の強化と農業収入の安定を図る。

事業費…27,500,000円

補助額…6,125,000円

5. 施設園芸地力増進対策事業（事業年度：平成23年度終了）

対象作物…園芸作物

事業内容…ハウスの床土は、各経営において維持管理を行っているが、長期間の使用による地力等の衰えにより、収量低下等の影響が出ている。このため有機堆肥の施用を促進することにより、地力維持、収量の増加及び品質の向上を図り、農業収入の安定を図る。

対象資材…有機資材

事業費…1,800,000円

補助額…450,000円（JA助成25%）

※上記JA助成以外にも町からの助成金がございます。

春先の家畜排せつ物の適正な管理の徹底を！

一定頭数以上を飼養する家畜農家の皆様は「家畜排せつ物法」の基準に従い、家畜ふん尿を管理しなければなりません。

一定頭数以上を飼養する畜産農家とは

牛：10頭以上、豚：100頭以上、鶏：2,000羽以上、馬：10頭以上を飼養する農家が該当します。ただし、牛及び馬では6ヶ月齢未満、豚では3ヶ月齢未満、鶏では2日齢未満のものは頭数のカウント対象から除外されます。

法律の基準とは

家畜の排せつ物は施設において管理しなければなりません。

また、排汁などを地下浸透・流出させないよう、次のような施設の構造に関する基準が設けられていますが、シートを利用した簡易な施設でも、法律の基準を満たすことが可能です。

ふんの処理・保管施設 = 不浸透性資材の床+適当な覆い+側壁
尿やスラリーの処理・保管施設 = 不浸透性資材の貯留槽

家畜ふん尿の不適正な管理とは

ふんの野積み、尿やスラリーの素掘貯留のほか、施設がある場合であっても、施設や管理の不備により、ふん尿や排汁の地下浸透・周囲への流出がある場合は不適正な管理に該当します。

春先の大雨や融雪時には、特に注意が必要となりますので、管理の徹底をお願い致します。

改善に向けた指導方法や法律に基づく罰則などの規定とは

家畜ふん尿の不適正な管理を解消するため、まず、道や市町村などに設置する「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」が『法に基づかない』事前指導を行い、改善策や達成期限などを提示します。

事前指導によって改善が図られない場合には、法律に基づき知事が指導・助言を行い、さらに必要があれば、知事が勧告・命令を行います。なお、この命令に従わない場合には、最高で50万円以下の罰金に処せられます。

ご不明な点やご相談などがある場合は、北海道農政部畜産振興課環境飼料グループのほか、各農業関係団体までお問い合わせ下さい。

●北海道農政部畜産振興課環境飼料グループ TEL 011-231-4111 内線27-767

多忙な春耕期を迎えて 再度の安全確認をお願いいたします

本格的な春耕期を迎えられ、忙しい毎日をお過ごしの中、つい農作業中の安全確認を怠ってしまうこともあるのではないのでしょうか？

一度の不注意・確認不足が重大事故や大ケガにつながりかねませんので、トラクターをはじめとした農作業機を運転・操作する場合には、十分な安全確認を行い、下記の通り「MMH（マナー・マーク・保険）運動」にも積極的に取り組み、事故減少に努めて頂きたいと思っております。

M（マナー）…トラクター等の運転は、交通ルールと運転マナーを遵守しましょう。

M（マーク）…点検・整備の励行と低速車マーク・反射テープ等の装着をしましょう。

H（保険）…労災保険と傷害共済・自動車共済等の任意保険へ加入しましょう。

また、上記にもある通り、以下の農業経営形態の場合には、雇用労働者（アルバイト・パート含む）の労災保険加入手続きを行わなければなりません。

●法人経営を行っている場合…株式会社、農事組合法人（農事組合法人の従事分量配当制を取っている場合は除く）など

●個人経営でも、5人以上の労働者を常時雇用している

上記にあてはまる場合は、労働者を雇い入れた日から10日以内に所定の保険関係成立届をJAまたは労働基準監督署等に提出し、労災保険の加入手続きを行わなければなりません。

労災保険に関するご質問など詳細につきましては、浦河労働基準監督署もしくは当JA営農部営農課までお問い合わせ下さい。

●浦河労働基準監督署 TEL 0146-22-2113

●JAしずない営農部営農課 TEL 0146-42-1051 FAX 0146-42-7034